

○宇治田原町町内雇用促進条例

平成 23 年 4 月 1 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新たに求職者を雇い入れた本町に事業場を有する事業主に対して、助成金を交付することにより、住民の雇用促進及び雇用機会の増大並びに本町外からの移住促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業主とする。

- (1) 町内に事業場を有する雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。)第 5 条に規定する適用事業所
- (2) 本町に現に住所を有する者及び規則で定める交付申請書の提出期限までに本町に住所を定める者で、法第 4 条に規定する被保険者、かつ就労期間に定めがない勤労者(以下「正規雇用者」という。)を新たに町内の事業場で雇用し勤務させるもの
- (3) 正規雇用者を雇用する 6 月前の日から助成金の交付申請までの間に、当該事業場において他の正規雇用者を事業主の都合により解雇していないもの
- (4) 宇治田原町企業立地促進条例(平成 18 年条例第 16 号)第 4 条第 1 項に規定する雇用創出助成金の交付を受けていないもの
- (5) 宇治田原町税が課税され、かつ完納しているもの

(助成金の交付)

第 3 条 町長は、前条の規定に該当する事業主に対し、予算の範囲内で、町内雇用促進助成金を交付することができる。

2 助成金の種類、交付要件、交付期間、交付額及び交付限度は、規則で定める。

(報告及び調査)

第 4 条 町長は、この条例の施行に必要なと認められる範囲において、助成金の交付を受けた事業主に対して、雇用状況その他について報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、現に第 2 条の規定に該当する事業主が助成金の交付を受けている場合は、なおその効力を有する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日条例第 20 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日条例第 20 号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日条例第 号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。